

「こめったくん食農教育資材」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「こめったくん食農教育資材」(以下、「食農教育資材」)の使用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 食農教育資材とは、JAあいち豊田が管理する別紙一覧に記載するものをいう。また、資材の使用・貸出しについては無償とする。ただし、「こめったくんフワフワ」については、別に定める基準に従い利用費用を負担いただくものとする。

(使用の目的)

第3条 食農教育資材は、地域の農業振興を旨とし、「農」と「食」を通じた教育・文化における啓蒙活動を目的に使用できる。ただし、個人的な使用やその使用が著しく不適當であるときはこれを認めない。

- (1) 当JAにおける諸活動
- (2) 当JAの組合員が主体となった諸活動
- (3) 行政、学校等における諸活動
- (4) その他、当JAが支援する地域の農業振興を目的とした活動等

(使用承認申請)

第4条 食農教育資材を使用したい場合には、あらかじめ「(様式) こめったくん食農教育資材使用承認申請書」に必要な書類を添付して、希望日の10営業日前(「こめったくんフワフワ」については、1ヶ月前)までに当JA(組合員交流課)に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 当JAは、前項の申請があった場合、その内容に問題がある場合を除き、食農教育資材の使用を承認する。
3. 「こめったくんプロモーション活動」において使用する場合は、「こめったくん食農教育資材使用承認申請書」の提出は不要とし、当該活動の要綱の手続きを持って対応する。

(使用上の遵守事項)

第5条 食農教育資材の使用は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出しは、原則として先着順とする。
- (2) 1週間以上の貸出しは、原則として行わない。
- (3) 食農教育資材は丁寧に取扱うこと。破損・汚れの付着等があった場合には、主催者の負担で現状回復を行う。
- (4) 当JAは、各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、使用について条件を付すことができる。

附則 この要綱は、平成25年6月1日より施行する。(平成26年11月最終改訂)

様式

こめったくん食農教育資材使用承認申請書

平成 年 月 日

申請者 資格区分（該当に○）

J A内部 ・ 組合員 ・ その他

住 所（または所在地 ※J A内部は部署名）

電 話 （ ） ー

氏 名（または団体名・代表者 ※J A内部は担当者）

印

下記のとおり、「こめったくん食農教育資材」を使用したいので申請します。

記

1 使用の目的（該当にチェック☑/カッコ内に具体的内容を記入）

- 当J Aにおける諸活動（ ）
- 当J Aの組合員が主体となった諸活動（ ）
- 行政、学校等における諸活動（ ）
- その他、J Aあいち豊田が支援する地域の農業振興を目的とした活動等
（ ）

2 貸出し対象資材

No.	対象資材名	備考

3 貸出し期間

平成 年 月 日（ ） 時から 平成 年 月 日（ ） 時まで

※組合員交流課 記入欄

課 長	受 付	貸出し・返却確認欄			
		貸出日	平成 年 月 日	確認印	印
		返却日	平成 年 月 日	確認印	印

(別紙) こめったくん食農教育資材一覧

No.	食農教育資材名	イメージ	準備数	備考
1	紙芝居「ごはんのおいしい炊き方」		2	料理編
2	紙芝居「味噌知る(みそしる)」		2	料理編
3	紙芝居「魔法のカレー」		2	料理編
4	紙芝居「こめったくん 打倒カメムシ」		2	農産物編
5	紙芝居「こめったくん誕生と鬼の桃」		2	農産物編
6	紙芝居「三人兄弟とみよし村のナシ」		2	農産物編
7	紙芝居「ハートいっぱい じねんじょ」		2	農産物編
8	紙芝居「しいたけじいさん」		2	農産物編
9	紙芝居「食育かみしばい(たべまる出演)」		2	食農教育編
10	紙芝居「五平餅 じゃんたら ぷかりん」		2	食農教育編
11	紙芝居「こめったくん先生 元気・健康を…3S」		2	デｲﾌﾞｽ編
12	こめったくんカルタ【食育編】		2	食育編
13	こめったくんカルタ【農産物編】		2	農産物編
14	こめったくんジャンボカルタ【食育編】		1	食育編
15	こめったくんジャンボカルタ【農産物編】		1	農産物編
16	こめったくんフワフワ(エアドーム遊具)		1	※実費負担
17	こめったくん おこしもの型		1	指導課管理
18	こめったくん 焼き型(2種類)		各1	指導課管理
19	こめったくん 料理バンダナ		100	(指導課管理)

注1. 紙芝居およびカルタの対象年齢は、幼児～小学校低学年くらいです。

注2. 要相談(別添「こめったくんフワフワ」管理及び利用料金について)に従い対応)

注3. 要相談(17～19は当JA生活指導課の優先資材であり、未使用時に限り、女性組織の自主活動および行政・学校等に限定して貸出します。)

注4. 要相談(19「こめったくん 料理バンダナ」については、洗濯・アイロンがけしてから返却していただく必要があります。)

別添「こめったくんフワフワ」管理及び利用料金について(平成 26 年度 11 月現在)

1. 保管管理等

- ① 統括部署は組合員交流課とする。(受付)
- ② 保管及び設置等については、(株)ライフサービス東海(以下、ライフサービス)に委任する。
- ③ 利用者は、運用マニュアルに従って適切に利用する義務を要する。

2. 利用料金について

次の料金表に基づき、利用条件に照らし合わせて負担するものとする。

	項目	基本料金(税別)	備考
A	フワフワ貸出料	80,000 円	1 日当たり
B	フワフワ搬入・搬出費	20,000 円 ~24,000 円	一式
C	運用スタッフ費(1 人)	13,000 円 ~16,000 円	1 人以上配置 1 日当たり(10:00~15:00)
D	発電機(1 台)	6,000 円	1 日当たり
E	誘導カラーコーン(1 本)	200 円	1 日当たり
F	誘導コーンバー(1 本)	180 円	1 日当たり

注1. B、Cについては、繁忙期など、スタッフ確保状況で変わります。

注2. 定めのない事項については、相談・個別見積りにより対応する。

注3. ライフサービスより請求があります。

3. 利用条件について

- ① J A 内部利用の場合
 - 1) イベント資材(テント等)をライフサービスに委託する場合
担当部署が上記のC~Fについて、発注分を負担する。
 - 2) イベント資材(テント等)をライフサービス以外に委託する場合
担当部署が上記のB~Fについて、発注分を負担する。
- ② J A が協力する外部イベント等の場合(利用概要のわかる資料を提出)
 - 1) 主催者がイベント資材(テント等)をライフサービスに委託する場合
主催者が上記のC~Fについて、発注分を負担する。
 - 2) 主催者がイベント資材(テント等)をライフサービス以外に委託する場合
主催者が上記のB~Fについて、発注分を負担する。
- ③ 外部単独利用で当 J A が貸出しを許可した場合(利用概要のわかる資料を提出)
 - 1) 主催者がイベント資材(テント等)をライフサービスに委託する場合
主催者が上記のA及びC~Fについて、発注分を負担する。
 - 2) 主催者がイベント資材(テント等)をライフサービス以外に委託する場合
主催者が上記のA~Fについて、発注分を負担する。

4. その他

基本料金、利用条件等について、予告なく変更する場合がある。

以 上